

デジタルシティズンシップ教育の推進



八王子市立由井中学校

「デジタルシティズンシップの普及」

デジタルシティズンシップとは

GIGA スクール構想の中、1人1台の学習用端末を利用する上で、安心安全に活用するための観点として、デジタルシティズンシップ教育の推進に力を入れています。

デジタルシティズンシップ教育と比較されるのが、「情報モラル教育」です。「情報モラル教育」は、心情規範で、情報社会において、適切な行動を行うための考え方や態度です。その一方で、「デジタルシティズンシップ教育」とは、デジタルの世界に起こりうる事象や出来事について、行動規範として学習していくものになります。これを実践するためには、義務教育9年間を含めた長期的なスパンでの系統的な取組が必要になります。



八王子市立由井中学校

「一生懸命がかっこいい!」をスローガンに
日々の学校生活を送っています。



デジタルシティズンシップ実践事例

■ヘイトスピーチに対して

ネット世界における心無い言葉に対して、「自分だったら、どう対処するか」という当事者意識をもちながら、どのような行動をとるのか考えさせた。生徒は、自己中心的な考えや、発言が他者に対して大きな影響を与えることを認識した。



■ネットいじめ・オンライントラブル

小学校第6学年児童に、些細なことからオンラインのトラブルに巻き込まれる小学生の物語を読み、被害者・加害者・傍観者とそれぞれの立場から「自分だったら」どのような行動をとるのか考えさせた。児童は、実際に発生したトラブルと重ねながら、当事者意識をもち考えることができた。



■プライバシーとセキュリティ

個人情報とプライバシーの定義の確認をした上で、自らのプライバシーを守る取り組みを考えさせた。特に、Cookie やプライバシーポリシーという具体的な設定について取り上げ、生徒は、便利な部分と危険な部分を理解しながら利用することが大切であると学んだ。



授業実践①

対象学年 由井中学校第3学年

単元名 「ヘイトスピーチとどう向き合うか」

単元の目標 オンラインのヘイトスピーチに対して、自分はどのように行動するかを考える。

時間	生徒の活動	指導上の留意点
導入 10分	1 ヘイトスピーチや表現の自由について、意味を確認する。	○、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」【ヘイトスピーチ解消法】が存在することを理解する。
展開① 10分	2(1) 物語の内容を読み、ヘイトスピーチに対する学校側の対応について考える。 →性的マイノリティの生徒に対して、SNSのグループ上で差別的な発言をした者を学校側が退学処分にしたという高校の物語	○高校側の「退学処分」に対して、「同意できる」のか「同意できない」のか個人で考え、その後4人グループで共有する。
展開② 20分	2(2) 自分が当事者で、次のような状況だった場合はどのように思うのか考える。 A:自分が性的マイノリティ側だった場合 B: SNSを通じて、個人から個人に対するやりとりだった場合	○「ネットへの投稿は将来の進路に関わる」という学習ではないことに留意する。 ○自分が当事者だった場合、傍観者の立場である自分とどのような変化があるのか考える。 ○個人と個人、個人と多数である場合で、反応や対応は変化があるのか考える。
まとめ 10分	3 最終的なプランと、その理由の発表を聞き、今後の自分のメディアの関わり方について、自分なりの意見を持つ。	○最終的なプランと、その理由について2から3名ほどに発表させる。 ○本時の振り返りとして、「今後のメディアとの関わり方」について考え、自分なりの意見を文章にまとめるようにする。

【教材スライド】

本日の目標

①ヘイトスピーチや、表現の自由について理解する。

②オンラインのヘイトスピーチに対して、自分はどのように行動できるのかを考えることができる。

③傍観者が行動することで、状況を変えられることを理解する。

問3 次の立場や状況であった場合、どのように反応するか。自分の考えを書きなさい。

①自分が性的マイノリティ側だったら

②グループではなく、個人に送られてきたメッセージだったら

ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

授業者へのインタビュー

ヘイトスピーチへの対応

「ヘイトスピーチ」、「LGBTQ」など、社会的に関心が大きい事項を取り上げて授業を实践した。高校生向けの学習内容であったが、中学生向けに説明を補足するなどして、生徒が状況を理解し考えられるように工夫して授業をすることができた。

授業実践②

対象学年 片倉台小学校第6学年

単元名 「ネットいじめと行動する人」

単元の目標 ネットいじめに対処する方法や、いじめられている人のために積極的に行動する方法を確認する。

時間	生徒の活動	指導上の留意点
導入 5分	1 「ネットいじめ」とは何かを考える。	○ネットいじめとはどのようなものか話し合い、ワークシートにまとめるよう指示する。 ○ネットいじめとは、「デジタル機器やサイト、アプリを使って、相手をおどしたり傷つけたり悲しませたり、困らせたりすること」と確認する。
展開① 32分	2 物語を読み、ネットいじめに対し、どのような行動をとることができるのか考える。 (物語のあらすじ) クラスの児童(タマミさん)が、先生から体育の授業で行うバスケットボールのチームを決めるのに知恵を貸してほしいと言われる。その後、チームが気に入らなかった数名の児童が、SNS 上で悪口を書き込む。その結果、悪口を書かれた児童は、学校をしばらく休みたいと伝える。 A:自分がタマミさんなら、どのような気持ちになると思うか考え、全体で共有する。 B:いじめを止めるために、どのような行動がとれるかをグループで話し合う。	○タマミさんの気持ちに「共感」することが、問題解決の力になるということを伝える。 ○話し合いの前に、いじめには「傍観者」と「行動者」がいることを確認する。 ○「傍観者」から「行動者」になることで、状況を変えることができることを伝える。
まとめ 8分	3 困ったときの3つの行動ステップを確認する 「立ち止まる」、「考える」、「相談する」	○トラブルに巻き込まれていると思ったら、その場を離れ、一休みするよう指示する。ことを理解させる？ ○気持ちを落ち着かせて、何をしたらよいか考えさせる。 ○どうしたらよいかわからないときは、「信頼できる大人に相談すること」を確かめる。

【教材スライド】

ネットいじめと 行動する人



授業者へのインタビュー

児童の実態に合わせた教材開発

物語の内容をより現実的なものとした。その際、小学校の先生と児童の実態を共有し、「当事者意識をもたせるためには」という観点で、小学生向け教材を開発して提示することができた。

授業実践③

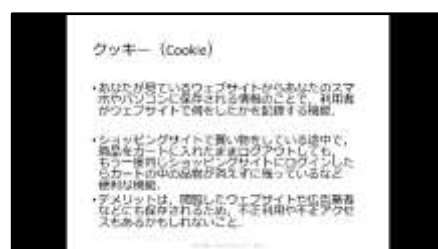
対象学年 由井中学校第2学年

単元名 「自分のプライバシーをどのように守りますか」

単元の目標 ネット上で自分のプライバシーを守るにはどうしたらいいのか、プライバシーの概念について考え、広告主がユーザーの情報を収集するさまざまな方法を分析し、自分のプライバシーを守るための戦略を明らかにすることができるようにする。

時間	生徒の活動	指導上の留意点
導入 5分	1 プライバシーと個人情報との違いを確認する。	○プライバシーとは、「自分や家族のこと、自分の生活のこと。自分だけの秘密のこと。また、そのようなことを他人から干渉されたり、侵害されたりしない権利のこと」であることを確認する。理解させる？ ○個人情報とは、「自分のことを特定できる情報のこと」であることを確認する。
展開① 20分	2(1) 企業による個人データの収集について知り、それに対して、自分ができる対応策を考える。 A:<ケンタさんの話>を読んで、欲しかった靴が広告で表示されるようになった理由を考える。 B:企業による個人のデータ収集に対し、自分ができる方法を考え、共有する。	○SNS や web サイトで閲覧しただけでも、情報が企業や広告主と共有されることに気付かせる。 ○グループごとに、互いに考えたプランを共有し、意見交換する。また、友だちの意見を参考にして、考えたプランを見つめ直すようにする。
展開② 20分	2(2) 自身のオンラインでの情報の取り扱い方を振り返ったうえで、プライバシーを守るために必要な知識を得る。 A:自身のオンラインでの情報の取り扱い方を振り返る。 B:プライバシーを守るために必要な知識を得る。	○自身のオンラインでの情報の扱い方を振り返り、危機感の薄さに気付くようにする。 例)アプリのインストール時、位置情報やアドレスを許可したことがある ○利用規約や Cookie などプライバシーを守るために必要な語句とその意味を考えられるようにする。
まとめ 5分	3 学習のまとめをする	○ネットの情報を得る際の、自分自身の向き合い方をまとめさせる。 ○インターネットでの行動、「立ち止まる」、「考える」、「相談する」の3点を考えさせる。

【教材スライド】

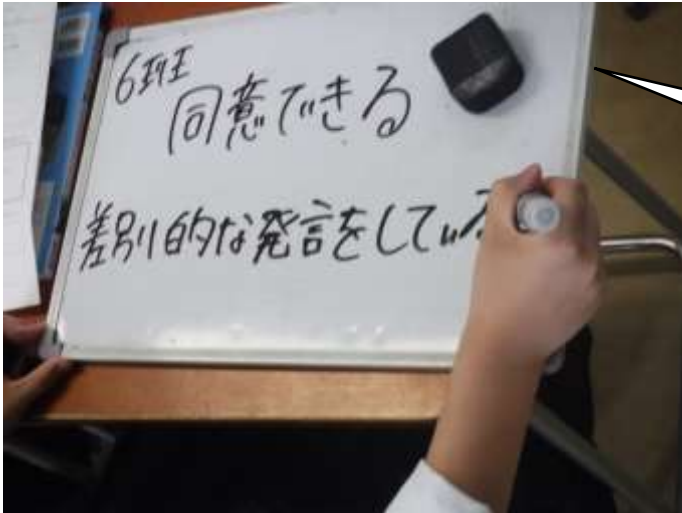


授業者へのインタビュー

個人情報を守る「術」を知る

中学生が普段何気なく利用しているスマートフォンやパソコン、タブレットから個人情報が収集されていることを知るとともに、「自分の個人情報は自分で守る」ことができることについても生徒は、理解を深めた。

実践を進めていく中で・・・



中学校での実践



行動指標を明確にできた。

小学校での実践



当事者意識をもつ
ことができた。



児童・生徒の実態に合わせ、
現実味のある教材の開発

研究主任からの一言

デジタルシティズンシップ教育の普及

この2年間で、「デジタルシティズンシップ教育」を由井中学校だけでなく、小学校でも実施し、普及することができた。特に、小中一貫教育グループの小学校から出前授業の依頼が多くあり、小学校教員の「デジタルシティズンシップ教育」への関心の高まりを感じた。

研究成果と課題

○研究成果

令和5年度で、「デジタルシティズンシップ教育」は2年目の取組となった。令和4年度は、「第一に実践」というスタンスで取り組んできた。令和5年度は令和4年度に引き続き実践している、「ネットいじめ」や「プライバシー」、「セキュリティ」のほかに、中学校第3学年を対象に「ヘイトスピーチ」に関する内容も実践した。高校生向けの教材を発達段階に合わせて内容を精査し、中学校で授業を行った。また、令和4年度から引き続き、由井中学校グループの小学校で授業を実践することができた。令和5年度は、これまでに実践できなかった小中一貫教育グループの小学校2校でも、それぞれ第4学年・第6学年を対象にして「ネットいじめ」についての出前授業を実践した。大きな成果としては、実践を進めていく中で、デジタルに対する行動規範を醸成させることができた。特に多くの小学校の先生方から、「授業の後から、保護者の方から良い反響をいただいている」ことや、「他の学年においても、実践をしてもらいたい」など良いご意見をいただいている状況である。令和6年度以降も、小中一貫教育の中心となる内容として、「デジタルシティズンシップ教育」を推進、普及していきたい。

○課題

課題としては、教員レベルでさらに普及が必要ということである。令和4年度から行っている小・中学校での実践は、令和5年度もさらに内容を深めて行うことができた。また、この実践をさまざまなところで報告、発表することで、多くの学校から問い合わせもあり、反響もたくさんあった。校内の研究部の教員をはじめ、授業で実践をして積極的に取り組む教員もいるが、授業としてどのような単元でどのように実践すればよいか分からないという教員もいた。結果として、この1年間、校内で「デジタルシティズンシップ教育」を実施した教員と実施しなかった教員で大きな差があった。この課題を改善していくために、今後は、研究部を中心に授業における実践を増やしていくことが必要である。特に、技術科の「情報分野」や社会科の「人権」などの内容で「デジタルシティズンシップ教育」の実施に向けて授業研究していきたい。さらに、校内で1か月に1回程度は、授業実践を行い、授業検討会や他教科との関わりを考える時間をつくっていききたい。回数を重ねて実践・検討を進めていくことで、校内全体の意識を醸成していく流れを次年度からつくっていききたい。